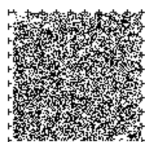


# 第3章

## 地域福祉推進のための施策の方向性 について

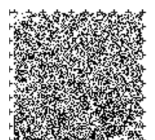


## 第3章 地域福祉推進のための施策の方向性について

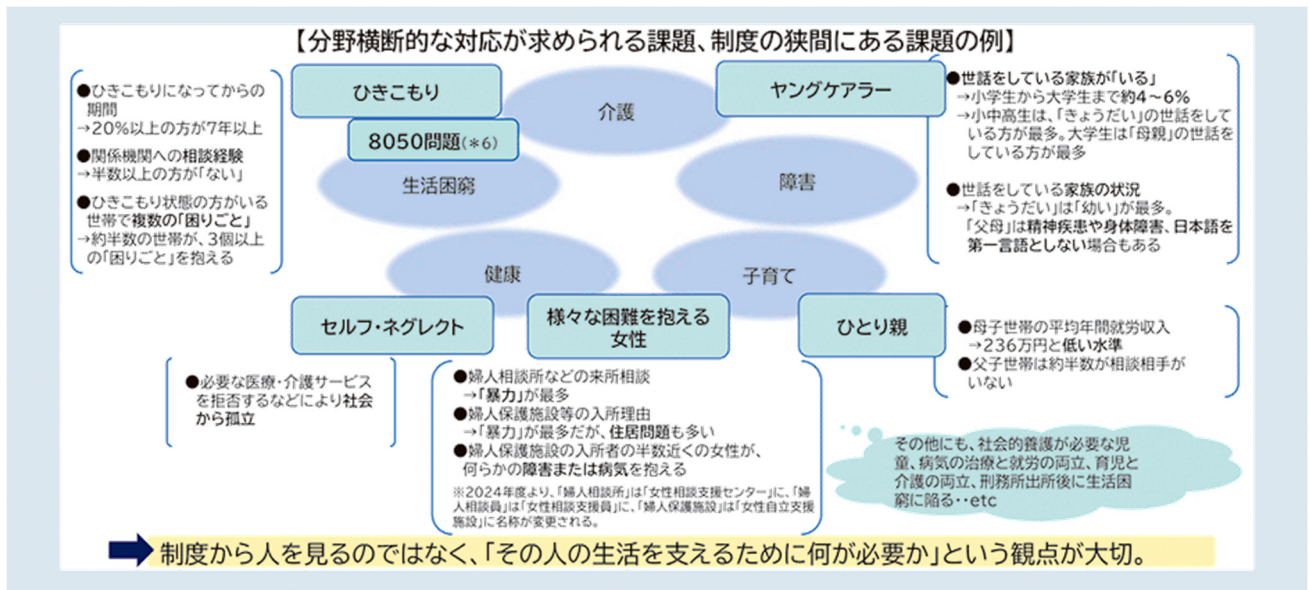
### 第1節 新たに盛り込む地域生活課題

#### (1) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築(重層的支援体制整備事業の推進)

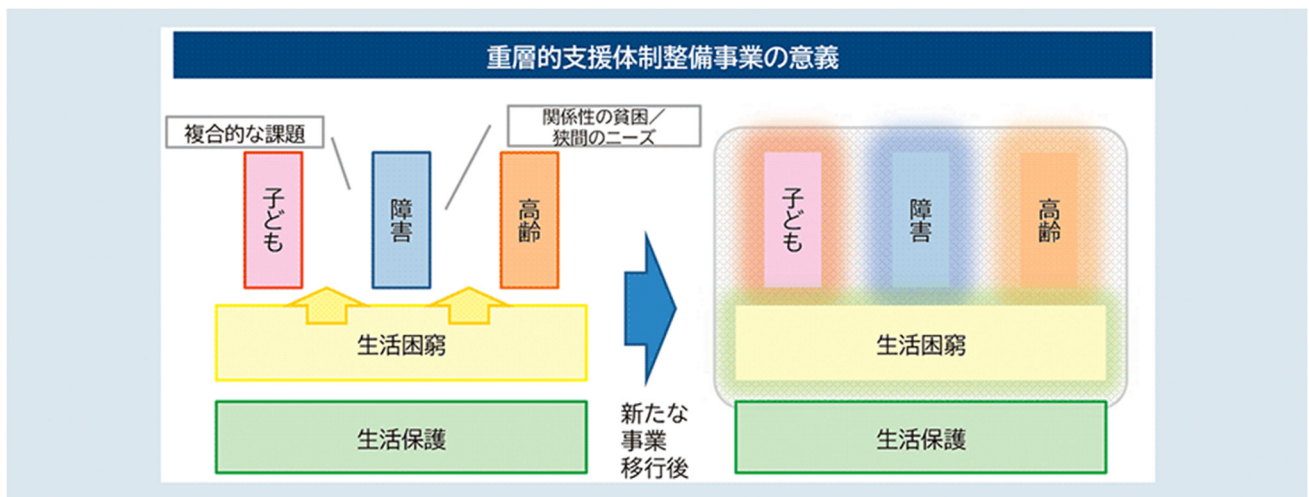
- 社会福祉法第106条の3では、全ての区市町村に対して、地域住民等及び支援関係者間による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制、いわゆる包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されています。
- 国は、こうした区市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」(社会福祉法第106条の4)を創設しました。
- 複数の分野を横断する課題に対応する点では、生活困窮者自立支援制度と共通していますが、同制度を含む制度間の連携を容易にすることにより、区市町村における包括的な支援体制を整備する機能を持つ点に特色があります。重層的支援体制整備事業は実施する区市町村の手挙げによる任意事業ですが、この取組を活用することにより各制度の取組に広がりが生まれます。
- 重層的支援体制整備事業を実施する区市町村では、努力義務とされている「包括的な支援体制の整備」を具体化し重層的なセーフティネットを構築するために、①対象者の属性を問わない相談支援(本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援)、②多様な参加支援(本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供し社会とのつながりを回復する支援)、③地域づくりに向けた支援(地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援)の各取組を一体的に実施することとされています。
- 重層的支援体制整備事業は、都内で令和3年度には2区市、令和4年度には7区市、令和5年度には12区市が実施しており、令和6年度には23区市が実施する予定です。
- また、従来、高齢者、障害者、子供といった分野ごとに別々に交付されていた補助金について、社会福祉法に基づく一つの交付金として交付されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響がそうであったように、生活の安定を脅かすリスクは、誰にでもいつでも起こり得るものです。個人あるいは世帯でさまざまな分野にわたる課題を抱え、複合的な支援を必要としている場合があり、生活、住まい、医療、就労、教育など様々な側面からの総合的な相談・支援を行う体制が必要です。
- 第3章第2節(1)では、重層的支援体制整備事業を含めた、包括的な相談・支援体制の構築について掲載しています。



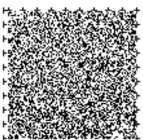
## <分野横断的な対応が求められる課題等の例>



## <重層的支援体制整備事業と他制度の関係>



資料：厚生労働省資料より抜粋



## ～重層的支援体制整備事業～

重層的支援体制事業では、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ事業、⑤多機関協働事業及び支援プランの作成、の5つの事業を一体的に実施するものとしています。

(重層的支援体制整備事業における各事業)

### ① 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業では、介護・障害・子ども・生活困窮の各分野において実践されている既存の相談支援(※)を一体として実施し、相談者の属性や世代、相談内容等にかかわらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものとしています。これらは、複合的な課題に対して、多様な機関が連携してつながりを持ち続けて支援していく点が特徴です。

(※) 既存の相談支援とは、以下の事業が対象となります。

[介護] 地域包括支援センターの運営事業(介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業)

[障害] 障害者相談支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業)

[子ども] 利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業)

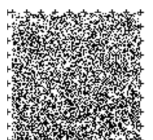
[生活困窮] 生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業)

### ② 参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

参加支援事業は、本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的として実施することとし、本人や世帯と継続的につながる機能を強化する役割も担っています。具体的には、本人や世帯のニーズを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチングを行うほか、本人や世帯に合った支援メニューを作成し、マッチング後も継続して本人やその世帯と地域社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものとしています。これらは、既存の就労支援などを通じた社会参加への支援のみならず、地域の社会資源などを活用して地域や社会と多様な接点を持つことを支援するという考え方に広がりを見せていることが特徴です。

### ③ 地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、介護・障害・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業(※)の取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場所や居場所の整備を行うとともに、地域における社会資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしています。



(※) 既存の地域づくりに関する事業とは、以下の事業が対象となります。

〔介護〕 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

のうち地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 の 45 条第 2 項第 5 号に掲げる事業）

〔障害〕 地域活動支援センター事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業）

〔子ども〕 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業）

〔生活困窮〕 地域における生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 4（3）（エ）に掲げる事業）

#### ④ アウトリーチ等事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

アウトリーチ等事業では、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けることを目的としており、多くの場合は本人同意を得ることができない状態であることが想定されます。このため、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援となります。

また、対象者を見つけるために、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況等に係る情報を日頃から幅広く収集しておく必要があります。

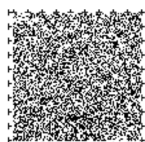
#### ⑤ 多機関協働事業及び支援プランの作成（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズがあって様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うこととしています。本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担うため、多機関協働事業は主に支援者を支援する事業と言えます。

多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築すること、連携体制の中で地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスやその他の社会参加に資する取組みや、複雑化・複合化した支援ニーズに対する支援の手法の創出を図っていくことも重要です。

#### （重層的支援体制整備事業交付金）

国は、重層的支援体制整備事業の実施に当たって、従来、分野（介護・障害・子ども・生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助（多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業）を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（社会福祉法第 106 条の 8）を交付することとしています。



### （重層的事業実施計画の策定）

重層的支援体制整備事業を実施する区市町村では、事業の適切かつ効果的な実施のため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層事業実施計画を策定することが努力義務となっています（社会福祉法第106条の5）。

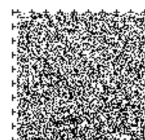
重層事業実施計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合している必要があります。

また、重層的支援体制整備事業は、法106条の3に規定されている区市町村の包括的な支援体制の整備（努力義務）を具体化するものとして位置づけられており、地域福祉計画との関係にあっては地域福祉計画に内包する場合または別に作成する場合のいずれにおいても、重層事業実施計画は事業の実施に必要な事項に特化した内容とする必要があります。

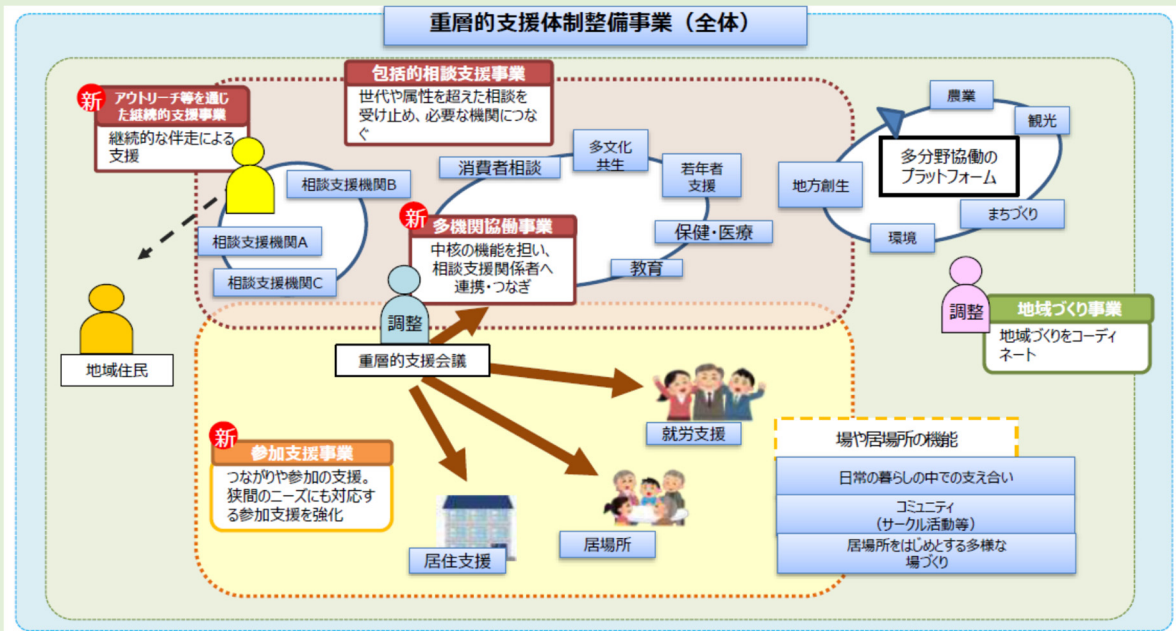
### （社会福祉法第106条の6による支援会議）

重層的支援体制整備事業では、法第106条の6により支援会議を規定し、会議の構成員に対して守秘義務を設けています。これにより、本人同意が得られていない人・世帯に対し複数の支援機関が連携して対応する必要がある場合には、支援会議を開催することで、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案について情報の共有や地域における必要な支援体制の検討が円滑になることが期待されています。

事業の実施に当たっては、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを生かす体制となるよう、区市町村では体制構築の方針や構築を進める際の具体的な工程などについて、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが何よりも重要であり、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も非常に重視する必要があります。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ね、丁寧に関係者間の合意形成を図ることが重要です。

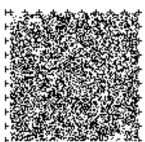
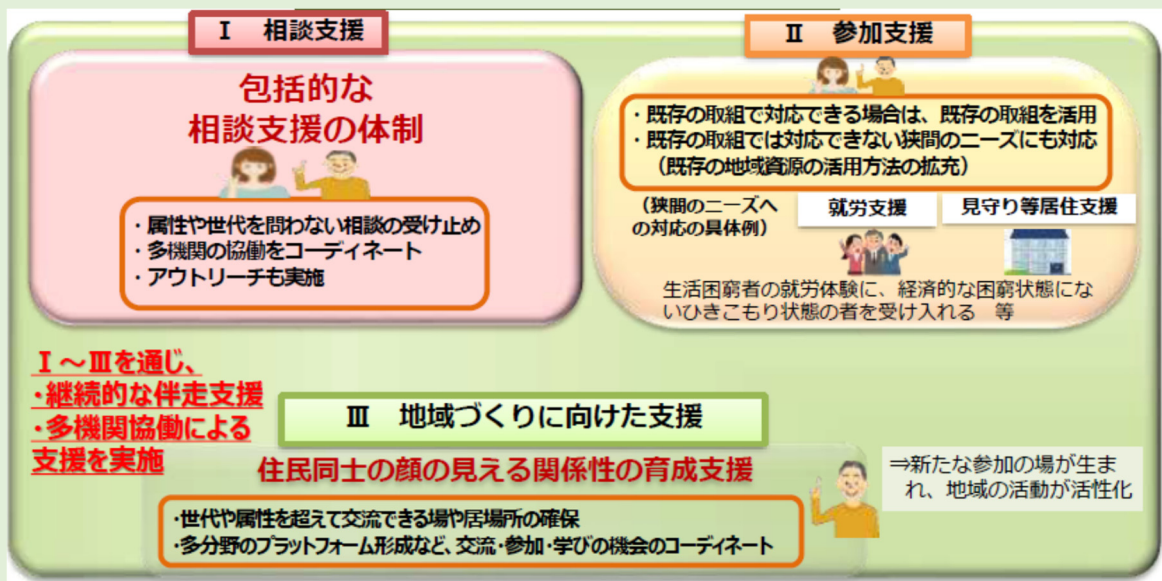


## 【重層的支援体制整備事業の全体イメージ】



資料：厚生労働省資料より抜粋

## 【重層的支援体制整備事業における各支援のイメージ】



## 国分寺市における重層的支援体制整備事業の取組 —本格実施に向けた「移行準備事業」の2年間—

国分寺市は、令和5年度から「重層的支援体制整備事業」を本格実施しています。

令和元年度から国のモデル事業「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に取り組みだけでなく、それ以前から、社協による「こくぶんじコミュニティネットワーク(ここねっと)」を推進するなど、地域の特色あるコミュニティづくりを基盤に、2年間の「移行準備事業」を経て、本格実施に至っています。

ここでは、国分寺市の重層的支援体制整備事業の取組について、ご紹介します。

### 1 事業のスキームや方向性の検討

国分寺市では、令和3年度から重層的支援体制整備事業の「移行準備事業」に取り組みました。同年度から市の事業所管課となった「健康部地域共生推進課」では、健康部、福祉部、子ども家庭部、教育部など相談支援に関する庁内関係部署と打ち合わせを重ねるとともに、総合調整等を目的とした部課長級職員で構成される「相談支援総合調整会議」(係長による担当者会議)において、重層的支援体制整備事業の実施について検討を行いました。

重層的支援体制整備事業は、特定の福祉サービス対象者にだけでなく、地域住民、支援関係者、そして行政全体に関係する事業です。このため、権利擁護センターこくぶんじ運営委員会、地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立相談支援事業連絡会といった場に加え、地域福祉の担い手の方々との情報交換や情報共有の場として設置している「地域福祉推進協議会」での意見交換を事業のスキームや方向性の検討に活かすなど、丁寧な議論に努めました。

また、市と社協は、移行準備期間中から毎月、会議を重ね、事業のあり方や進め方について議論するなかで、社協は、地域福祉コーディネーターが幅広いネットワークを活用しながら「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組み、市は、複雑化・複合化した課題をめぐる庁内の関係部署との調整や適切な実施体制の確保に努めるといった役割分担を図りました。

### 2 地域福祉コーディネーターの計画的な増員配置

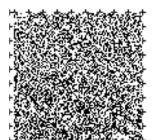
国分寺市では、地域福祉コーディネーターを「地域に出向き、幅広い相談を受けとめ、相談内容に応じて適切な支援機関につなぐとともに、地域におけるネットワークの構築、地域力強化の推進等に取り組み」とその役割を位置づけ、包括的な支援体制の構築に向けて、計画的な増員配置を行ってきました。

令和元年度から国のモデル事業「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に取り組み、市域を東西の2圏域分け、社協を通じて、1名ずつ(計2名)の地域福祉コーディネーターを配置しました。移行準備の初年度である令和3年度には、モデル事業を引き継ぎ、前年度と同じく地域福祉コーディネーター2名と「補助職員」1名の実施体制でスタートしました。

また、令和4年度には東西2圏域を担当する各1名に加えて全域を担当する地域福祉コーディネーター1名を新たに配置し3名体制としました。さらに、本格実施に入った令和5年度からは東西2圏域に各2名の地域福祉コーディネーターを配置する4名体制としています。

なお、社協の地域福祉コーディネーターは相談支援包括化推進員を兼務していますが、市にも直営の相談支援包括化推進員を1名、配置しています。

市における相談包括化推進員の主な役割は、「地域福祉コーディネーターへの専門的な助



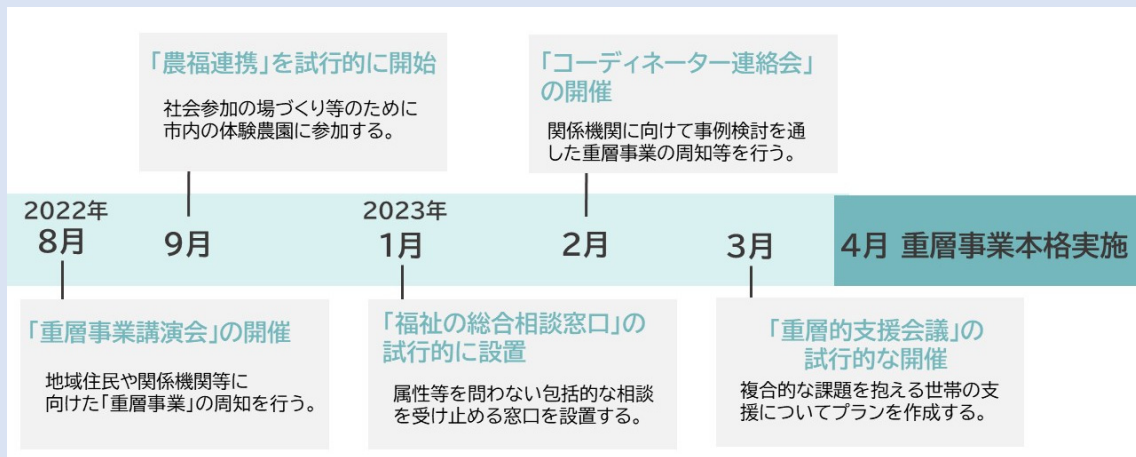


言、後方支援」「関係各課との連携・調整」「支援会議の開催（支援関係者による情報共有、支援方針協議）」であり、地域と庁内のつなぎ役を担っています。

### 3 移行準備期間中の主な取組み

国分寺市では、移行準備期間中、重層的支援体制整備事業の関係機関への周知や相談支援機関との連携強化に向けた共通理解を高めるための取組、多機関協働、参加支援や地域づくりの試行に取り組んできました。

市では、重層的支援体制整備事業にある各事業をいきなり立ち上げることを目指さず、まず、試行的に行うことで、課題の洗い出しや体制の見直しを図りました。

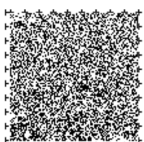


#### (1) 「重層事業講演会」により事業理念を共有

対象者別・機能別に整備された公的支援についても、現在、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

行政職員や関係機関を対象とした講演会では、学識経験者の講演とともに、市からこうした事業の背景について説明を行いました。また、市民にも参加を呼び掛けて開催しました。

講演会終了後から、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターから複合的な課題を抱える世帯に関する相談や重層事業に関する問い合わせが増えるなど、現場で抱えていた悩みや課題を知るきっかけとなったほか、事業理念をみんなで共有する「規範的統合」を目指しました。



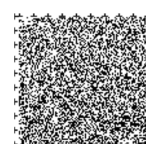
## (2)「農福連携」による新たな発見

国分寺市は、市域面積に占める農用地面積の割合が約14%と隣接市の中では最も高く、地場産農畜産物を「こくベジ」の愛称でブランディングしています。これをヒントに、市内の農家と連携して「体験農園」における就労準備や社会参加による「参加支援」の場づくりを行いました。また、収穫された物は子ども食堂などの団体に提供するなど、新たな交流も生まれました。ここで驚いたことは、今までにつながりなかった地域の方々から担い手としての参加があったことです。複合的な課題を抱える方々を単に「参加支援」の場につなげるというだけでなく、地域の方々も一緒に参加することで、お互いを理解するよい機会になると感じました。



## (3)「福祉の総合相談窓口」はツールのひとつ

国分寺市では、移行準備期間中の令和5年1月に市役所の生活福祉課窓口の一角に「福祉の相談窓口」を試行的に置き、令和5年度からは同窓口を本格的に開設しています。しかし、常設ではなく、毎週水曜日の9時から17時の開設としています。市では、「福祉総合相談窓口」は相談を受けとめるツールのひとつと捉えています。地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる幅広い相談、既存の相談支援機関による相談の連携強化と合わせることで、包括的な相談支援を構築しています。



#### (4) 既存の相談支援機関の連携を重視

単独の分野での対応では限界がある場合に重層的支援会議で対応しますが、将来的には、それぞれの分野での対応方策や連携体制などの工夫を行い、改善していくことが大切になります。

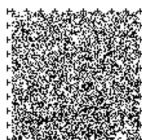
そのためには、重層的支援体制整備事業で『包括的相談支援事業』を担うことになる既存の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育ての利用支援事業の窓口、生活困窮者自立支援事業の自立相談支援窓口）がお互いに共通認識をもって包括的に相談を受けとめていくことが必要です。令和4年度は、地域福祉コーディネーターが実施する「コーディネーター連絡会」において、グループワークを通じた複合的な課題を抱える世帯に関する事例検討と意見交換を行いました。グループワークでは、①世帯が抱える課題と各関係機関ができる支援や担える役割、②世帯を支援する上での連携のあり方、の2つの視点をもとに、事例検討を通じて各関係機関がそれぞれどのような支援ができ、どのように連携ができるか意見交換しました。

この連絡会を通じて、「福祉の総合相談窓口」のようなひとつの窓口に複合的な課題を含むケースを集約することでその課題の解決を目指していくのではなく、相談支援機関同士がお互いの強みを理解し合いながら連携し、課題解決に向き合うことの大切さを理解しました。



#### (5) 「重層的支援会議」を試行的に開催

令和5年3月に重層的支援会議の試行として、多機関協働事業者である社協の地域福祉コーディネーターが複雑化・複合化した課題を抱える世帯を取り上げて開催しました。出席者は、事案ごとに関係所管課や支援関係機関から構成しました。会議では本人同意を基に出席者から世帯の情報共有が行われ支援方針を議論し、支援プランの検討を行いました。



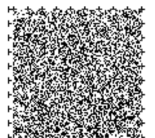
## 国分寺市地域共生推進課の組織構成と分掌事務及び重層事業に係る基本情報

地域共生推進課長	<b>地域共生推進担当</b>	<b>分掌事務</b>
	係長 2名 主任・一般 5名 月額会計年度 2名 時間額会計年度 3名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域共生推進に係る総合調整に関すること。</li> <li>2 健康部、福祉部及び子ども家庭部に係る計画調整に関すること。</li> <li>3 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会、一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会、公益社団法人国分寺市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。</li> <li>4 民生委員、児童委員及び民生委員推せん会に関すること。</li> <li>5 保護司に関すること。</li> <li>6 社会を明るくする運動に関すること。</li> <li>7 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。</li> <li>8 日本赤十字社との連絡調整に関すること。</li> <li>9 原子爆弾被爆者見舞金に関すること。</li> <li>10 旧軍人及び旧軍人の遺族等の援護に関すること。</li> <li>11 在日外国人等福祉給付金に関すること。</li> <li>12 福祉センターの管理運営に関すること。</li> <li>13 第三者評価に関する総合調整に関すること。</li> <li>14 福祉に関する苦情処理の総合調整に関すること。</li> </ol>
	<b>指導調整担当</b>	<b>分掌事務</b>
	係長 3名 主任・一般 4名 時間額会計年度 1名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉法人の認可及び指導検査に関すること。</li> <li>2 介護保険サービスの指導検査に関すること。</li> <li>3 障害福祉サービス等の指導検査に関すること。</li> <li>4 教育・保育施設の指導検査に関すること。</li> <li>5 地域型保育施設の指導検査に関すること。</li> </ol>

国分寺市健康部地域共生推進課： 正規職員 15名（課長 1名，係長 5名，主任・一般 9名），月額会計年度任用職員 2名，時間額会計年度任用職員 4名

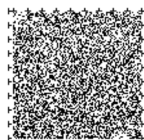
### 重層的支援体制整備事業の基本情報（令和5年12月1日現在 人口128,724人）

1	重層的支援体制整備事業の所管課	地域共生推進課（重層的支援体制整備担当）	
2	地域福祉業務の内容	地域福祉全般を担当	
3	制度福祉の所管課	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
		生活支援体制整備事業	高齢福祉課
		地域包括支援センター事業	高齢福祉課
4	相談支援包括化推進委員の担当	社協 4名（地域福祉コーディネーター）・市職員 1名	
5	重層的支援関連会議	重層的支援会議，支援会議，相談支援総合調整会議	
6	体制整備において連携する関係部署等	相談支援総合調整会議構成各課	
7	社協以外との官民協働の広がり	地域福祉推進協議会	



## (2) 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進

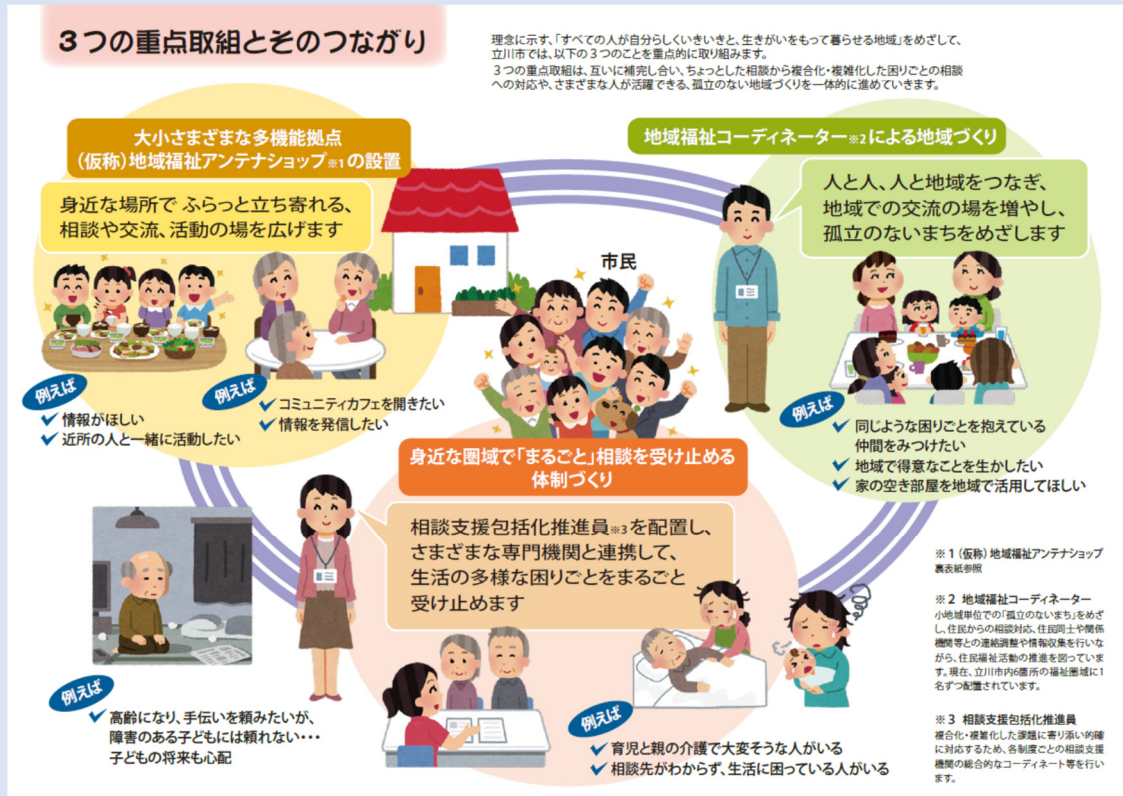
- 支援が必要となった時に、支援につながっていない方、手助けを求められない方をなくし、お互いに助け合えるようにするためには、地域の人々が地域社会と「つながり」を保つことが必要です。
- 新型コロナの感染拡大による外出行動の抑制や、3密（密閉・密集・密接）を避けた行動の奨励により、オンライン化が浸透し、SNSなどの新しいコミュニケーションツールの利用が増加した一方で、子どもや高齢者等が「集う」場が相次いで閉鎖され、従来その場で行われていた「会う」「集う」といった交流の機会が失われました。また、これまで支援の対象と見なされていなかった若者や、外国にルーツを持つ子供や家族など、社会において内在していた孤独・孤立の問題がコロナをきっかけとして表面化しました。
- 国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。
- 一方で、内閣府による「社会意識に関する世論調査」では、地域における交流に対する意識について、若年層や大都市において、「挨拶をする程度」を望む割合が高くなっており、生活様式の変化とともに「緩やかなつながり」が求められている状況が伺えます。
- コロナ禍では、「集う」ことが困難となった中で、子ども食堂が、集って会食する通常のスタイルから、「食材等の配布（取りに来てもらう＝パントリー）」や「お弁当の配布（取りに来てもらう）」という形態を取りながら本人や家族の様子を伺ったり、子育てサロン、高齢者の通いの場などを運営している団体では、オンラインを活用した子育てサロンの開催、SNSなどを活用した高齢者同士の交流を行うなど、デジタルを活用したつながりづくりが広がりました。
- こうしたことから、身近な地域に、課題を抱える方も、そうでない方も、気軽に集まり、安心して通えるような「居場所」は、日常の暮らしの中で、住民同士の気に掛け合う関係づくりを醸成するだけでなく、ちょっとした相談ごとや居場所の運営に自ら参加するといった役割づくりの核として期待されます。また、デジタルを活用することにより、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、時間や場所を選ばず人と人のつながりをつくることができます。
- これからの地域福祉においては、人と人との「緩やかなつながり」を保つとともに、本人や家族にとって居心地のいい「居場所」を見つけること、また、デジタルも活用しながら、そのつながりが蜘蛛の巣のように、糸が1本、2本、3本と重なり合うイメージで、「つながれる先を複数もつこと」が暮らしを支える基盤になると考えられます。



## 「地域福祉アンテナショップ」 —さまざまなテーマで近隣住民の交流を広くつなく、活動の場—

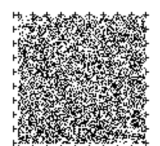
- 立川市では、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とする立川市第4次地域福祉計画を策定しており、市民に親しみをもってもらうため、計画の愛称を「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」としています。

「地域福祉アンテナショップ」は、「すべての人が自分らしくいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域」をめざして、重点的に取り組むとした3つの事項の1つです。



資料：「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」ダイジェスト版より抜粋

- 「地域福祉アンテナショップ」とは、地域住民にとって身近な交流、相談、活動などの拠点として、地域にある空き部屋や企業の空きスペース等を活用し、行政、専門職等の支援のもと、住民主体の運営を基礎としたサロン・コミュニティカフェの実施など、誰もがふらっと立ち寄れる交流場所のことで。
- 名称については、現計画の策定作業時に開催した地域懇談会報告会（3つの町で開催した懇談会の報告会）の場で、参加者の方から当時、駅の近くにあった「農産物直売所+姉妹都市アンテナショップ」を例示され、「通りに開かれていて、誰に対しても歓迎ムードがあり、ふらりと入りやすい」「地方アンテナショップってどこもワクワク楽しい」という趣旨で提案がありました。「広く地域にアンテナを巡らせる拠点」というイメージも持ってもらいやすい、というところから決定した名称です。



○ また、地域福祉アンテナショップでは、相談窓口を設けていません。何気ないおしゃべりから、気になっていた近所の情報、どこに相談して良いか分からないことなど、そこで過ごしている地域住民から自然と相談が入るようになり交流が生まれます。この地域福祉アンテナショップは、地域福祉コーディネーターがそこで受けた相談を各機関へつなぐとともに、地域住民自身が身近な相談者として活躍していくこともめざしています。

○ 市では、地域の特性などにより区分した中規模な地域福祉活動の基礎単位を、6福祉圏域としています。福祉圏域は、地域包括支援センターと、地区民生委員・児童委員協議会、子ども支援ネットワーク、地域福祉コーディネーターの担当エリアが一致しており、地域福祉を推進するにあたり、効果的な連携体制をとることができます。

将来的に、「全部型」[=おおむね1週間に2日以上、開設される拠点]の地域福祉アンテナショップについて、各圏域に1つずつの設置をめざしているほか、住民や法人が柔軟に開設する「協働型」のようなさまざまな形態による設置を同時に進めています。

**僕は**  
「参加したい」

- ✓ 地域の人と交流したい
- ✓ サロンに参加して友人を増やしたい

**私は**  
「相談したい」

- ✓ 誰かに話を聞いてもらいたい
- ✓ どこに相談したら良いか周りの人に聞いてみたい

**私たちは**  
「活動したい」

- ✓ 体操教室やサロンをつくりたい
- ✓ 一緒に活動してくれる人を探したい
- ✓ ボランティアをしたい
- ✓ 仕事がしたい

**私は**  
「情報がほしい  
情報を伝えたい」

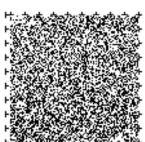
- ✓ 地域の情報を知りたい
- ✓ 地域の人にお知らせしたい

場所はどこでも!  
空いている時間もそれぞれ!

住民主体のいろいろな  
地域福祉アンテナショップが  
あってよい!

**市民のみなさま次第!!**

資料：「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」ダイジェスト版より抜粋



### —BASE☆298（全部型地域福祉アンテナショップ）—

“BASE☆298”という名称、には、2つの意味があります。

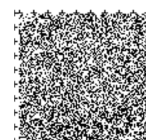
1つは、人と情報が集まる“BASE（基地）”という意味です。もう1つは、この場所に、地域の人たちから長年親しまれてきたお肉屋さんがあったことから、“298（肉屋）”という意味です。

ゆっくり本を読んだり、お友達と過ごしたり、勉強や仕事をしたり、自由に過ごしていただくことができます。



### —スマイルキッチン（全部型地域福祉アンテナショップ）—

スマイルキッチンは鳥のさえずりが聞こえる緑豊かな場所です。2023年4月から地域福祉アンテナショップとして週3回、地域住民の交流スペースとして開かれています。木の温かみを感じる建物では地域住民が交流したり、趣味の活動など自由に過ごすことができます。また、特色として「食と人との交流」がテーマとなっています。第3日曜日には「食べて元気いっぱい だれでも食堂」が開催されています。

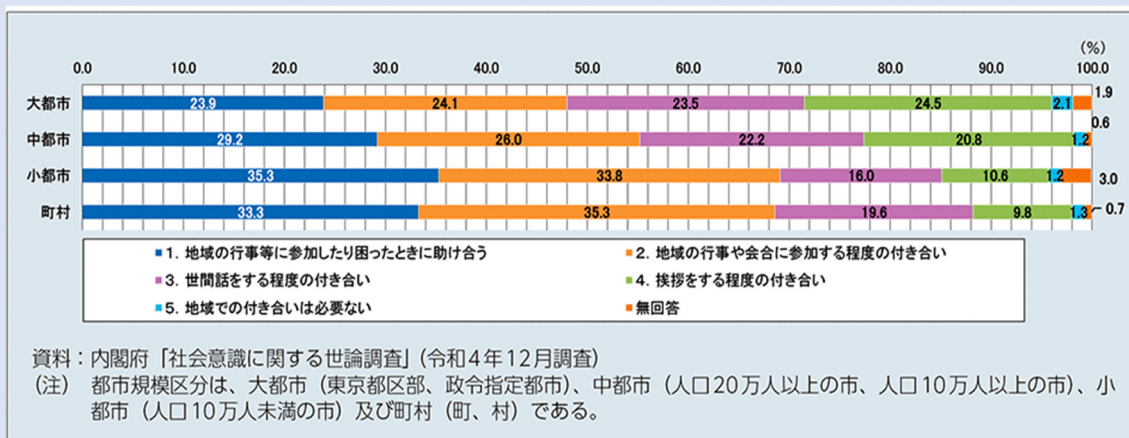




## 「ご近所SNS」を通じた地域のつながりづくり —心地よいつながりを育めるプラットフォーム—

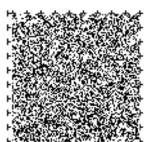
- 令和4年度「社会意識に関する世論調査」(内閣府)によると、大都市や中都市ほど、望ましい地域での付き合いの程度を「世間話をする程度」や「挨拶をする程度」の付き合いとする者の割合は高くなっています。ライフスタイルの変化から、地域とのつながりや結びつきが希薄化するなかで、デジタルを活用して、自宅にいながら、交流の機会やつながりを持つことが可能となっています。

### <望ましい地域での付き合いの程度(都市規模別)>



資料：厚生労働省資料より抜粋

- 「ご近所SNS」はコロナ禍で人と人との接触が制限される中で、利用者が大きく増えました。地域住民同士の交流を促すコミュニティアプリ「ピアッツァ」では、アプリを通じて、地域のイベントや習い事、リユース品の譲渡など、さまざまな情報交換が可能であるほか、知りたい情報や困ったことについて相談し合える機能を備えています。
- 同社の利用ガイドラインには、匿名性を基盤としつつも、「お互い様」の関係で心地良いご近所づきあいを続けていけるよう、居心地良い場をつくりあげるため、「お互いに敬意を持ちましょう」「あなたの情報が誰かの役に立ちます」「無理をせず自然なコミュニケーションを」と掲げられています。  
また、同社代表取締役 CEO の矢野晃平氏は「ピアッツァ内でのつながりが、リアルなつながり、助け合える関係に発展していくために後押しをしていきたいと考えています」と述べています。
- 人と人とのつながりは、その人や地域が置かれている状況に応じて、さまざまなかたちでつくることができます。対面によるつながりはもちろん、「ご近所SNS」のようなデジタルを活用したつながりづくりも有効です。



- 私たちの生活において、さまざまな機能を活用し、機会を捉えて、つながる先をいく

つも持つことにより、日常生活での困りごとや周囲に手助けを求めるきっかけとなります。



資料：地域コミュニティアプリ | ピアッツァ (PIAZZA 株式会社)

### (3) 災害に強い福祉の推進

- 介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所等が提供するサービスは、利用者やその家族の生活に欠かせないものであり、新型コロナウイルス流行下でも感染拡大の防止を図りつつ、事業運営や利用者への影響を最小限に抑える取組が行われました。
- しかし、子どもを持つ職員の中には、学校の臨時休業や保育所の休園などにより出勤ができなくなったり、濃厚接触者として外出自粛が求められ出勤ができないといった事態も発生しました。これにより、全国各地で深刻な職員不足となり、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員の派遣、関係団体や近隣施設からの応援等が行われました。
- 令和6年1月には能登半島で大きな地震が発生しました。地震への備えはもちろんのこと、近年、地球温暖化に伴い、東京でも大規模な豪雨災害が発生するリスクが高まっています。
- このため、新興感染症や自然災害の発生時でも利用者や職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成がとても重要となります。
- また、災害発生時に支援が必要な方々に対する備えとして、福祉避難所の確保や個別避難計画の作成をさらに進めていくことが必要となります。

### (4) デジタル技術の活用とデジタルデバйдの是正

- わが国では、コロナ以前からデジタルを活用することが必要と言われてきました。例えば、福祉分野では、少子高齢化と人口減少を背景に、人材の確保・育成及び定着が喫緊の課題とされ、福祉サービス事業所におけるデジタル技術の活用による業務の効率化や、福祉職場で働く職員の負担軽減などを進めてきました。
- 新型コロナウイルス感染症を発端とする外出行動の抑制や、3密（密閉・密集・密着）



密接) を避けた行動の奨励は、オンライン消費の拡大、在宅でのテレワーク、教育現場での遠隔授業の実施など、これまでデジタル化が進まなかった領域でも、デジタル活用を推し進める契機となりました。

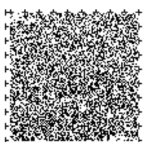
- しかし、その一方で、「端末の操作が難しい」「近くに相談できる人がいない」といった理由などから、デジタル活用を躊躇する方が高齢者・障害者を中心に多く、デジタル技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差（デジタルデバイド）の是正に向けた取組が必要となっています。
- 都では「東京デジタルファースト条例（令和3年4月1日施行）」に基づき、「情報通信技術の利用のための能力等における格差（デジタルデバイド）の是正」を推し進めています。
- デジタルツールを作る側、利用する側の双方において、デジタル化による恩恵を享受することが必要です。

## 第2節 テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために

### (1) 包括的な相談・支援体制の構築

#### 【現状と課題】

- 国及び地方公共団体には、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策の展開等をする責務があります（社会福祉法第6条第2項）。
- また、社会福祉法第106条の3により、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされています。
- 区市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、地域住民等による解決が困難な課題については、区市町村が中心となって、支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備することが必要です。
- 区市町村は、支所・出張所などの総合的な行政窓口のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター、障害者総合支援法<sup>3</sup>に規定する基幹相談支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する子育てひろば（地域子育て支援拠点）、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する生活困窮者自立相談支援機関、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する福祉事務所など、各分野の専門相談窓口を設置しており、これらは区市町村が直接あるいは社会福祉法人等に委託して運営しています。
- 社会福祉法第106条の2では、地域包括支援センター等の事業を運営する者は、自ら解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、支援の必要性を検討した上で、関係機関に対し、課題の解決に資する支援を求めよう努めるものとされています。
- 国は、平成29年3月、2件の通知を発出し、地方公共団体や事業者による積極的な取組を促しています。



<sup>3</sup> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

- ① 地域づくりに資する事業の一体的な実施について  
介護保険制度、障害者総合支援制度、子ども・子育て支援制度などの各制度に基づく、地域づくりに資する事業を連携して一体的に実施できることや、職員が複数の事業に従事できることを示しています。
- ② 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について  
社会福祉施設等の職員が、施設等の利用者の自立等に資する地域活動に取り組む場合は、福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱えることを示しています。
- 複合的な課題やはざまの課題に対応するためには、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に応じて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みを整備することが必要です。相談窓口や支援関係機関などの組織と専門職が持つ力を広げ、結び付けることで、アセスメント機能とコーディネート機能を発揮して地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制を整備する必要があります。
- 住民に身近な圏域で個別の課題解決を図るための協議及び検討の場として、介護保険制度による地域ケア会議などの既存の場を拡充することも考えられますが、地域によっては、こうした場やコーディネート機能が複数存在し、参画する関係者が重複している場合もあります。区市町村は、新たな場の立上げだけでなく、既存の場や機能の整理や再構築も含め、地域における適切な体制を整備することが重要です。
- 令和3年4月に、区市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的な施策として、社会福祉法第106条の4により「相談支援」「参加支援」「地域づくりに対する支援」に一体的に取り組む、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業を実施するに当たり、多機関の協働をコーディネートし支援プランを作成する取組や社会参加に当たっての支援、専門職のアプローチによる継続的な伴走支援の取組が本事業の実施に伴い創設された重層的支援体制整備事業交付金の対象となるほか、既存の相談支援事業や地域づくりに対する支援についても、既存の事業の交付金を重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行できることとなりました。
- また、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、国は令和3年3月に「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」を発出し、社会参加に向けた支援の実施に当たっての福祉サービス事業所等の活用の考え方や各事業の指定基準等との関係、報酬・委託費等との関係等の具体的な運用について示し、社会参加に向けた取組を実施する際に、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業者等、地域資源の積極的な活用を促しています。
- 都内の区市町村では、12区市（令和5年度）が重層的支援体制整備事業に取り組んでいるほか、国の補助金等も活用し、身近な地区での相談支援体制を充実させるために包括的な相談窓口を設置したり、社会福祉協議会による相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた拠点の設置を支援するなど、地域の実情に応じた体制の構築が行われています。

